

## アピール

読書バリアフリー法の目的は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に推進し、すべての人びとが文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現にある。これは、印刷物の判読に不自由な人びとが、発行された著作物を利用する機会の拡大を促す「マラケシュ条約」と同じ土壌の上にある。私たちはこうした法や条約の高い理想を共有し、現実を変える力を結集しなければならない。

特別支援学校と特別支援学級に在籍する四十七万二千八百人の障害児の読書事情は、読書文化から遠ざけられてきた障害児の歴史を反映している。通常学校の図書購入費は平均約四十万円に対し、特別支援学校の図書購入費は平均一八万円である。学校図書館図書標準の達成率も通常学校の小学校七十%、中学校六十%に対し、特別支援学校の小学部は一五・五%、中学は三・六%と低い。改革の対象は、まさにこの現実である。

特別支援学校図書館の蔵書の貧困の原因は、一つには、学校司書が配置されていない学校が多いことがある。二つには、障害者サービスに必要な専門的知識や技術を習得する人材育成が遅れていることである。この現状を改善するため政府は、一校専任の司書配置を急ぐとともに、障害者サービスのエキスパートを育て、知識やノウハウの蓄積と継承を図るに必要な財政措置を確立するよう求める。

私たちは、全国のすべての小学校・中学校の図書館に、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本など多様な読書媒体を見本として紹介する展示コーナーの設置を提言してきた。学校図書館議員連盟も展示コーナーの設置や特別支援学校の図書資料の充実を促進するなどの政策を提案しており、引き続き、議員連盟と連携し、読書バリアフリー法の着実な具現化に努める決意であることを、私たちはここに表明する。

二〇二三年十一月七日

シンポジウム「読書バリアフリーと学校司書の役割」